

# 福岡県公報

令和 2 年 6 月 30 日  
第 115 号

## 目 次

### 告 示 (545-558号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○福岡県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示	(自然環境課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	24
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	24
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	25
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	25
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	25
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	26
○生活保護法に基づく指定を受けた助産師の名称の変更	(保護・援護課)	26
○「筑紫の神と仏」図録の販売代金の収納の事務の委託	(文化振興課)	26
<b>公 告</b>		
○河川法の規定に違反した工作物の除却	(河川管理課)	27
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	29
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	29
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	29
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	29

○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	29
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	29
○准看護師指定試験機関の指定	(医療指導課)	30
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	30
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	30
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	31
<b>公安委員会</b>		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全部生活保安課)	31
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全部生活保安課)	32
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活安全部生活保安課)	32
<b>雑 報</b>		
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	33
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	33
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	33
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	34
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	34
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	35
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	35
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	35
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	36
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	36
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	37
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	37
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財 政 課)	37

- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………38
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………38
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………39

**告 示**

**福岡県告示第545号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	一 般 道	200号	前	直方市新町三丁目4964番1先から 直方市丸山町5014番6先まで	7.7 ～ 17.0	307.0
			後	直方市新町三丁目4964番1先から 直方市丸山町5014番6先まで	12.5 ～ 166.6	

**福岡県告示第546号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

直 方 県 道	福 岡 線	前	宮若市長井鶴193番6先から 宮若市宮田4500番12先まで	8.6 ～ 36.7	257.4
		前	宮若市長井鶴193番6先から 宮若市宮田4500番12先まで	12.3 ～ 36.7	
		後	宮若市長井鶴193番6先から 宮若市宮田4500番12先まで	9.6 ～ 36.7	273.8

**福岡県告示第547号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	189	行橋市中央一丁目1-2 行橋警察署内 一般社団法人 行橋交通安全協会	行橋市中央一丁目1-2 行橋警察署内	令和2年 4月1日
旧		行橋市中央一丁目1-2 行橋警察署内 行橋交通安全協会 会長 堀 貫治		

**福岡県告示第548号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道	甘 木 井 線		前	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで	5.5 ～ 24.2	226.5
			前	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで	5.0 ～ 19.1	206.2
			後	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで	5.5 ～ 24.2	226.5

**福岡県告示第549号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	甘 木 井 線	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで

**福岡県告示第550号**

福岡県環境影響評価技術指針（平成25年10月福岡県告示第1497号）の一部を次のように改正し、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

第4の3の(6)中「福岡県環境影響評価条例規則」を「福岡県環境影響評価条例施行規則」に改める。

第4の3の(6)の表（配慮書の作成における留意点）中「日本工業規格」を「日本産業

規格」に改める。

第5の3の(2)中「別表4備考2」を「別表第4備考2」に改める。

第5の3の(3)の表（評価項目の選定における留意点）のイに次の1号を加える。

- ③ 過去に地形の改変等の行為が実施されて以降、環境影響の程度に変化がなく、かつ、事業の実施に当たって工作物の設置のための地形の改変を伴わない事業であって、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

第5の5の表（調査計画書の作成における留意点）、第6の7の表（評価書案の作成における留意点）及び第7の1の表（評価書の作成における留意点）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第1中「発電所」を「発電所（太陽電池発電所を除く。）」に、「飛行場」を「飛行場、発電所（太陽電池発電所に限る。）」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第 4 (第 4 の 3 及び第 5 の 3 関係) 参考項目

環境要素の区分	対象事業等の種類	参考項目	宅地の造成											道路の新設及び改築											ダム等											発電所					廃棄物最終処分場(管理型の例)	港湾計画
			住宅地の造成	工業用地の造成	商業用地の造成	その他の宅地の造成	水面の埋立て及び干拓	土石の採取	鉱物の掘採	ゴルフ場の造成	スポーツ・レクリエーション施設用地の造成	農園の造成	工場・事業場	下水道終末処理場	道路(林道を除く。)の新設及び改築	林道の新設及び改築	ダムの新築	放水路の新築	堰の新築及び改築	鉄道等	飛行場	水力発電所	火力発電所	太陽電池発電所	風力発電所																	
			参考項目																																							
大気環境	大気質	粉じん等	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B												
		二酸化窒素													B								B																			
		浮遊粒子状物質													B									B																		
		二酸化硫黄													B									B																		
		農業													B																											
	その他の化学物質														B									B																		
	騒音及び超低周波音	騒音	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B											
		超低周波音																														B										
		振動	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B											
	悪臭	悪臭																														B										
悪臭																															B											
水環境	水質	水の濁り	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A												
		水の汚れ	B	B	B	B	B						B	B																	B											
		水温																																								
		富栄養化																																								
		溶存酸素																																								
		水素イオン濃度																																								
		農業																																								
	その他の化学物質(有害物質)																														B											
	底質																																									
	地下水	地下水の水位		B																												A										
土壌環境・その他の環境	地形・地質	重要な地形・地質	B	B	B	B	B	B	A, B	B	B	B	B	A, B	B	A, B	B	B	A, B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B												
	地盤	地盤沈下		B																																						
	土地	土地の安定性																													B											
	土壌	土壌汚染(有害物質)	A	A	A	A							A	A	A	A, B																										
	その他	日照阻害(シャドーフリッカーを含む)																													B											
	反射光																														B											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	重要な種及び群落	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	B	B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	B												
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	B	B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	B											
	生態系	地域を特徴づける生態系	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	B	B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	B											
人と自然との豊かな触れ合い	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B											
	触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	B	B	B	B	A, B	B	B	B	B	B	B	B	B	A, B	A, B	A, B	B	B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	B	B											
環境への負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	A	A	A	A	A						A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A												
		廃棄物																														B										
	温室効果ガス等	二酸化炭素																														B										
		代替フロン等																														B										
その他	その他の化学物質																														B											

備考 1 A及びBが記入されている欄は、対応する事業の実施において、対応する参考項目に関する影響が発生するおそれがあることを示す。なお、Aは工事の実施による影響、Bは土地又は工作物の存在及び供用による影響を示す。

2 この表における「対象事業等の種類」の欄の事業については、次に掲げる対象事業の一般的な事業の内容を基にしている。

- (1) 住宅地の造成
  - ア 建設機械を稼働し、造成工事及び工作物の建設の工事を行うこと。
  - イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
  - ウ 工事の完了後、当該事業による敷地に道路、公園・緑地、調整池及び給排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
- (2) 工業用地の造成
  - ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
  - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - ウ 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びそれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等の立地の用に供されること。
- (3) 商業用地の造成
  - ア 建設機械を稼働し、造成工事及び工作物の建設の工事を行うこと。
  - イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。

- ウ 工事の完了後、当該事業による敷地に道路、公園・緑地、調整池及び給排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の工作物が存在し、かつ、当該敷地において人の活動があること。
- (4) その他の宅地の造成
- ア 建設機械を稼働し、造成工事及び工作物の建設の工事を行うこと。
- イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による敷地に道路、公園・緑地、調整池及び給排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
- (5) 水面の埋立て及び干拓
- ア 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- イ 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。
- (6) 土石の採取
- ア 土石の採取の方法は露天掘削とすること。
- イ 準備工事として採取区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。
- ウ 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。
- エ 車両により、土石の運搬を行うこと。
- (7) 鉱物の掘採
- ア 鉱物の掘採の方法は露天掘削とすること。
- イ 準備工事として掘採区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。
- ウ 土地又は工作物として、鉱物の掘採、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに鉱物の掘採その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。
- エ 車両により、鉱物の運搬を行うこと。
- (8) ゴルフ場の造成
- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業によるゴルフ場等が存在し、かつ、当該ゴルフ場をゴルフの用に供すること。
- (9) スポーツ・レクリエーション施設用地の造成
- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、共用施設及びこれらと一体となって整備される施設の立地の用に供されること。
- (10) 墓園の造成
- ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による墓園等が存在し、かつ、当該墓園を墓の用に供すること。
- (11) 工場・事業場
- ア 建設機械を稼働し、工場及び事業場の設置の工事を行うこと。
- イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による工場等が存在し、かつ、当該工場等において事業活動を行うこと。
- エ 事業活動に伴う資材等の搬出入は車両により行うこと。
- (12) 下水道終末処理場
- ア 建設機械を稼働し、造成工事及び処理施設等の設置の工事を行うこと。
- イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による処理施設等が存在し、かつ、当該処理施設において下水の処理を行うこと。
- エ 事業活動に伴う廃棄物の搬出は車両により行うこと。
- (13) 道路（林道を除く。）の新設及び改築
- ア 道路の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式であること。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- オ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。
- (14) 林道の新設及び改築
- ア 道路の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式であること。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- オ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。
- (15) ダムの新築
- ア 流転工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設置工等のダムの堤体工を行うこと。
- イ ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行うこと。

- ウ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。
- エ タム事業により、発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行うこと。
- オ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
- カ タムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- キ 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。
- (16) 放水路の新築
- ア 土砂等の掘削を行い、堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- イ 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- ウ 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- エ 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- オ 当該放水路を洪水調節の用に供すること。
- (17) 堰の新築及び改築
- ア 土砂等の掘削を行い、堰を設置する「堰の工事」を行うこと。
- イ 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「掘削の工事」を行うこと。
- エ 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在すること。
- オ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。
- (18) 鉄道等
- ア 鉄道施設の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式であること。
- イ 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- オ 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。
- (19) 飛行場
- ア 建設機械を用いて、造成工事及び飛行場施設等の設置の工事を行うこと。
- イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による飛行場施設等が存在し、かつ、当該飛行場施設を航空機の運航の用に供すること。
- (20) 水力発電所
- ア 建設機械を用いて、造成工事並びに発電施設及び貯水池等の設置の工事を行うこと。
- イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による発電施設及び貯水池等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行うこと。
- (21) 火力発電所
- ア 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油又は副生ガスとする。
- イ 建設機械を用いて、造成工事、しゅんせつ工事、港湾工事及び発電施設等の設置の工事、既設工作物の撤去及び廃棄を行うこと。
- ウ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- エ 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行うこと。
- オ 冷却には海水を利用し、温排水が発生すること。
- カ 事業活動に伴う資材等の搬出入は車両又は船舶により行うこと。
- キ 発電設備から廃棄物が発生すること。
- (22) 太陽電池発電所（地上への設置）
- ア 建設機械を稼働し、造成工事及び発電施設等の建設の工事を行うこと。
- イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行うこと。
- エ 事業の終了後、廃棄物が発生すること。
- (23) 風力発電所
- ア 建設機械を用いて、造成工事及び発電施設等の設置の工事を行うこと。
- イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。
- ウ 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行うこと。
- (24) 廃棄物最終処分場
- ア 最終処分場の種類は一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。
- イ 立地の形式は陸上埋立であること。
- ウ 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
- エ 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。
- オ 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含むこと。

カ 埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。

(25) 港湾計画

ア 当該事業による埋立地、水城施設、外郭施設、係留施設、旅客施設、荷さばき施設、保管施設及び臨港交通施設が存在すること。

イ 供用開始後、当該施設等をそれぞれの施設整備の目的用に供すること。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行、建設機械の稼働又は資材の堆積に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される「その他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中又は公共用水域に排出される人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質であって、当該物質の大気中及び水域中の濃度を把握することにより、影響の程度が把握できるものをいう。

5 この表において「騒音」は、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音によるものを含み、「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ以下の音をいう。

6 この表において「重要な地形・地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

7 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

8 この表において「シャドーフリッカー」とは、晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗を生じる現象をいう。

9 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

10 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

11 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所を、「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点からの景観資源を眺望する場合の景観をいう。

12 この表において「人と自然との触れ合い活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合い活動の場をいう。

13 この表において「環境への負荷」に区分される「その他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中又は公共用水域に排出されることにより人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質（オゾン層破壊物質を含む。）であって、当該物質の排出量を把握することにより、環境影響評価を行うことが適当なものをいう。

14 この表において「住宅地の造成」とは、宅地の造成のうち主として住宅の用途に供するものをいう。

15 この表において「工業用地の造成」とは、宅地の造成のうち主として工場の用途に供するものをいう。

16 この表において「商業用地の造成」とは、宅地の造成のうち主として商業施設又は流通施設の用途に供するものをいう。

17 この表において「工場・事業場」とは、工場又は事業場の設置及びその規模の変更をいう。

18 この表において「下水道終末処理場」とは、下水道終末処理場の設置及びその規模の変更をいう。

19 この表において「ダム等」とは、ダム及び放水路の新築並びに堰の新築及び改築をいう。

20 この表において「鉄道等」とは、鉄道及び軌道の建設及び改良をいう。

21 この表において「飛行場」とは、飛行場及びその施設の設置及びその規模の変更をいう。

22 この表において「発電所」とは、発電所の設置及び変更の工事をいう。

23 この表において「水力発電所」とは、水力発電所の設置及び変更の工事をいう。

24 この表において「火力発電所」とは、火力発電所の設置及び変更の工事をいう。

25 この表において「太陽電池発電所」とは、太陽電池発電所の設置及び変更の工事をいう。

26 この表において「風力発電所」とは、風力発電所の設置及び変更の工事をいう。

27 この表において「廃棄物最終処分場」とは、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更をいう。

別表第5中

大規模な改変等を行い、その影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合	水質、底質、土壌、地形・地質、地盤
周辺の水質、地下水位の変化を生じさせ、その影響の程度が著しいおそれがある場合	水質、地下水、地盤
日照障害等を生じさせ、その影響の程度が著しいおそれがある場合	日照障害

を

大規模な改変等を行い、その影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合	水質、底質、土壌、地形・地質、地盤、土地の安定性
周辺の水質、地下水位の変化を生じさせ、その影響の程度が著しいおそれがある場合	水質、地下水、地盤
日照障害又は太陽光の反射を生じさせ、その影響の程度が著しいおそれがある場合	日照障害、反射光

に改める。

別表第10を次のように改める。



別表第10（第5の4関係） 参考調査手法及び参考予測手法

参考項目	影響要因の区分	参考調査手法	参考予測手法	
粉じん等	A	1 造成等の施工 2 工車用車両の運行及び建設機械稼働	1 調査すべき情報 気象の状況 A・B 2 調査の基本的な手法 A・B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 A・B 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 A・B 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 A・B 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 A・B 事例の引用又は解析 2 予測地域 A・B 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 A・B 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 A 工事等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 B 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動等が定常状態になる時期
	B	3 原料、燃料、廃棄物及び製品の堆積 4 粉じん等が発生する施設の稼働 5 その他の粉じん等が発生する行為	1 調査すべき情報 B 二酸化窒素の濃度の状況 B 気象の状況 2 調査の基本的な手法 B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 B 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 B 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 B 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 B ブルーム式及びびパフ式による計算 2 予測地域 B 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 B 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 B 二酸化窒素に係る環境影響が最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期
浮遊粒子状物質	B	1 ばい煙を発生する施設の稼働 2 自動車の走行	1 予測の基本的な手法 B ブルーム式及びびパフ式による計算 2 予測地域 B 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点	

		<p><input type="checkbox"/>B 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/>B 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 <input type="checkbox"/>B 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/>B 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p><input type="checkbox"/>B 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/>B 浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期</p>
<p>二酸化硫黄</p>	<p>B 1 ばい煙を発生する施設の稼働</p> <p>2 自動車の走行</p>	<p>1 <input type="checkbox"/>B 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/>B 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p><input type="checkbox"/>B 気象の状況</p> <p>2 <input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 <input type="checkbox"/>B 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/>B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/>B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 <input type="checkbox"/>B 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/>B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>B プルーフ式及びパップ式による計算</p> <p>2 <input type="checkbox"/>B 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 <input type="checkbox"/>B 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/>B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、予測地域における二酸化硫黄に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/>B 二酸化硫黄に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
<p>大気質に係る農業</p>	<p>B ゴルフ場における農業の散布</p>	<p>1 <input type="checkbox"/>B 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/>B 気象の状況</p> <p>2 <input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 <input type="checkbox"/>B 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/>B 農業の拡散の特性を踏まえ、農業に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/>B 農業の拡散の特性を踏まえ、調査地域における農業に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 <input type="checkbox"/>B 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/>B 農業の拡散の特性を踏まえ、調査地域における農業に係る環境影響を予測し、及び</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>B 事例の引用又は解析</p> <p>2 <input type="checkbox"/>B 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、農業の拡散の特性を踏まえ、農業に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 <input type="checkbox"/>B 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/>B 農業の拡散の特性を踏まえ、予測地域における農業に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/>B 農業を散布する時期</p>

大気質に係るその他の化学物質	B 1 人の健康及び動物の生息・生育に対し影響を及ぼす化学物質の取扱い及び製造 2 ばい煙を発生する施設の稼働	<p>評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>調査すべき情報</p> <p>1 <input type="checkbox"/>B 予測し、評価を行う化学物質の濃度の状況</p> <p><input type="checkbox"/>B 気象の状況</p> <p>2 <input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 <input type="checkbox"/>B 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 <input type="checkbox"/>B 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>B プルーム式及びパップ式による計算</p> <p>2 <input type="checkbox"/>B 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、化学物質の拡散の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 <input type="checkbox"/>B 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における化学物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/>B 化学物質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
騒音	A 1 造成等の施工 2 建設機械の稼働及び工事用車両の運行 B 3 騒音を発生する施設の稼働 4 自動車の走行 5 列車等の走行 6 航空機の運航 7 その他の騒音が発生する行為	<p>調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 騒音の状況</p> <p><input type="checkbox"/>A 地表面の状況</p> <p><input type="checkbox"/>A 工事用車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p><input type="checkbox"/>B 新築又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、音の伝搬特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 <input type="checkbox"/>A 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/>A 工事等による影響が最大となる時期</p> <p><input type="checkbox"/>B 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期</p>
超低周波音	B 1 超低周波音を発生する施設の稼働 2 その他の超低周波音が発生する行為	「騒音」の項に準じる	「騒音」の項に準じる
振動	A 1 造成等の施工	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

	<p>2 建設機械の稼働及び工事用車両の運行</p> <p>B 3 振動を発生する施設の稼働</p> <p>4 自動車の走行</p> <p>5 列車等の走行</p> <p>6 その他の振動が発生する行為</p>	<p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 振動の状況</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 地盤の状況</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 交通量に係る状況</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法</p> <p>文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 事例の引用又は解析</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 工事等による影響が最大となる時期</p> <p><input type="checkbox"/>B 振動に係る環境影響が最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期</p>
<p>悪臭</p>	<p>B 1 悪臭を発生させる物質等の取扱い及び製造</p> <p>2 廃棄物の埋立て</p>	<p>1 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/>B 悪臭の状況</p> <p><input type="checkbox"/>B 気象の状況</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法</p> <p>文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 調査地域</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 調査地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 調査期間等</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>B 事例の引用又は解析</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 予測地域</p> <p>調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 予測地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等</p> <p>悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び悪臭が発生する施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>A 1 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>B 2 汚水を発生する施設の稼働</p> <p>3 地形の改変</p> <p>4 施設が存在</p> <p>5 その他の水の濁りを発生する行為</p>	<p>1 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 浮遊物質量の状況</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 河川にあっては、流れの状況</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 気象の状況</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 造成区域の土質の状況</p> <p><input type="checkbox"/>B 水質規制の状況</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法</p> <p>文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域</p> <p>浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 調査地点</p>	<p>1 <input type="checkbox"/>A <input type="checkbox"/>B 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 河川にあっては、浮遊物質量について単純混合式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>海域又は湖沼にあっては、浮遊物質量について適切な式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>予測地域</p> <p>2 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 予測地点</p> <p>浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、予</p>

		<p><b>A・B</b> 浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><b>A・B</b> 浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>測地域における浮遊物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><b>A</b> 工事等による影響が最大となる時期</p> <p><b>B</b> 水の濁りに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
<p>水の汚れ</p> <p>B 1 汚水を生ずる施設の稼働</p> <p>2 貯水池及び湛水区域の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、生物化学的酸素要求量（以下この項において「BOD」という。）の状況</p> <p>海域又は湖沼にあっては、化学的酸素要求量（以下この項において「COD」という。）の状況</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、流れの状況</p> <p><b>B</b> 水質規制の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><b>B</b> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、BODについて単純混合式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 海域又は湖沼にあっては、CODについて適切なる式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、調査地域のうち、BODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>海域又は湖沼にあっては、調査地域のうち、CODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点、下流の環境基準点及び水道原水の取水地点</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点及び水域の環境基準点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><b>B</b> 水の汚れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、BODについて単純混合式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 海域又は湖沼にあっては、CODについて適切なる式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地点</p> <p><b>B</b> 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点、下流の環境基準点及び水道原水の取水地点</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点及び水域の環境基準点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><b>B</b> 水の汚れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
<p>水温</p> <p>B 1 ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><b>B</b> 水温の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><b>B</b> 熱の収支に関する計算、数値モデル</p>	

	<p>2 温排水を発生する施設の稼働</p>	<p><input type="checkbox"/>B 流れの状況 <input type="checkbox"/>B 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 <input type="checkbox"/>B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の水温を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p><input type="checkbox"/>B 冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 <input type="checkbox"/>B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 <input type="checkbox"/>B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>による数値計算、水理模型実験又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 <input type="checkbox"/>B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/>B 水温に係る環境影響が最大になる時期並びに施設等の運転及び供用開始後定常状態になる時期</p>
<p>富栄養化</p>	<p>1 汚水を発生する施設の稼働</p> <p>2 貯水池及び湛水区域の存在</p> <p>3 埋立地及び干拓地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/>B 富栄養化現象の発生状況 <input type="checkbox"/>B 全窒素、全リン及び有機物の流入状況 <input type="checkbox"/>B 水域の状況 <input type="checkbox"/>B 気象の状況 <input type="checkbox"/>B 水温の状況 <input type="checkbox"/>B 水質規制の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び富栄養化に係る環境変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の富栄養化を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p>4 調査地点 <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/>B 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/>B 富栄養化に係る環境影響が最大になる時期並びに施設等の運転及び供用開始後定常状態になる時期</p>

<p>溶存酸素</p>	<p>B 1 埋立地及び干拓地の存在 2 多量の排水を発生する施設の稼働等</p>	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>B 溶存酸素量の状況  <input type="checkbox"/>B 水温の状況  <input type="checkbox"/>B 水域の状況  <input type="checkbox"/>B 気象の状況  2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析  3 調査地域  <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地点  4 調査地点  <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点  5 調査期間等  <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 溶存酸素量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析  2 予測地域  <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがある地域  3 予測地点  <input type="checkbox"/>B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、予測地域における溶存酸素に係る環境影響を的確に把握できる地点  4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>B 溶存酸素に係る環境影響が最大となる時期並びに施設等の運転及び供用開始後定常状態になる時期</p>
<p>水素イオン濃度</p>	<p>A 1 ダムの堤体等の工事 B 2 下水道終末処理場等の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度の状況  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の状況  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 気象の状況  2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析  3 調査地域  <input type="checkbox"/>A ダムの堤体の工事実施区域及びその周辺の区域  <input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域  4 調査地点  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点  5 調査期間等  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A 事例の引用又は解析  <input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度について単純混合式を用いた理論計算又は事例の引用若しくは解析  2 予測地域  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域  3 予測地点  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点  4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>A 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期  <input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期及び下水道終末処理場等の稼働が定常状態になる時期</p>

<p>水質に係る農薬</p>	<p>B ゴルフ場における農薬の散布</p>	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>B 予測し、評価を行う農薬の濃度の状況  <input type="checkbox"/>B 河川にあっては、流れの状況                  2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 調査地域  <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、農薬に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  4 調査地点  <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点                  5 調査期間等  <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 事例の引用又は解析                  2 予測地域  <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、農薬の拡散等の特性を踏まえ、農薬に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  3 予測地点  <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、予測地域における農薬に係る環境影響を的確に把握できる地点、下流の環境基準点及び水道原水の取水地点                  4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>B 農薬を使用する時期</p>
<p>水質に係るその他の化学物質（有害物質）</p>	<p>B 人の健康及び動植物の生息・生育に対し有害な化学物質の取扱い及び製造</p>	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>B 予測し、評価を行う化学物質の濃度の状況  <input type="checkbox"/>B 河川にあっては、流れの状況                  2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 調査地域  <input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  4 調査地点  <input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点                  5 調査期間等  <input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 河川にあっては、化学物質について単純混合式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析                  海域又は湖沼にあっては、化学物質について適切な式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析                  2 予測地域  <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、化学物質の拡散等の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  3 予測地点  <input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、予測地域における化学物質に係る環境影響を的確に把握できる地点、下流の環境基準点及び水道原水の取水地点                  4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>B 化学物質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
<p>底質</p>	<p>A 海域等のしゅんせつ工事</p>	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>A 有害物質に係る底質の状況                  2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 調査地域  <input type="checkbox"/>A しゅんせつ工事を行う区域                  4 調査地点  <input type="checkbox"/>A 有害物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における有害物質による底質に係る環</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A 有害物質に係る底質の状況を踏まえた事例の引用又は解析                  2 予測地域  <input type="checkbox"/>A 有害物質の拡散の特性を踏まえ、有害物質による底質に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  3 予測地点  <input type="checkbox"/>A 有害物質の拡散等の特性を踏まえ、予測地域における有害物質による底質に係る環境影響を的確に把握でき</p>



			<p>境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等  <input type="checkbox"/>A 有害物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における有害物質による底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>る地点</p> <p>4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>A しゅんせつ工事に伴う有害物質による底質に係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水の水位	B	地下水を揚水する施設の稼働	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>B 地下水の水位の状況  <input type="checkbox"/>B 地形・地質の状況  <input type="checkbox"/>B 地下水の利用状況</p> <p>2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域  <input type="checkbox"/>B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点  <input type="checkbox"/>B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等  <input type="checkbox"/>B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 地下水の水利に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域  <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、地形・地質及び地下水の利用状況の特性を踏まえ、地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点  <input type="checkbox"/>B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>B 地下水の水位に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
重要な地形・地質	A	1 工事用道路の設置	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>A・B 地形及び地質の状況  <input type="checkbox"/>A・B 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域  <input type="checkbox"/>A・B 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点  <input type="checkbox"/>A・B 地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等  <input type="checkbox"/>A・B 地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・B 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域  <input type="checkbox"/>A・B 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>A・B 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地盤沈下	B	地下水の水位の低下	<p>1 調査すべき情報</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>

	<p>下</p>	<p> <input type="checkbox"/>B 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況  <input type="checkbox"/>B 地下水の水位の状況  <input type="checkbox"/>B 地質の状況  <input type="checkbox"/>B 地下水の利用状況                  2 <input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法                  文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 <input type="checkbox"/>B 調査地域  <input type="checkbox"/>B 地質の特性を踏まえ、地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  4 <input type="checkbox"/>B 調査地点                  地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点                  5 <input type="checkbox"/>B 調査期間等  <input type="checkbox"/>B 地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期             </p>	<p> <input type="checkbox"/>B 地下水の水利に関する解析、地盤の圧密に関する解析又は事例の引用若しくは解析                  2 <input type="checkbox"/>B 予測地域                  調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  3 <input type="checkbox"/>B 予測地点                  地質の特性を踏まえ、予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点                  4 <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等                  地下水の水位が定常状態になる時期             </p>
<p>土地の安定性</p>	<p>                 1 地形の改変                  2 施設の有存在             </p>	<p>                 1 <input type="checkbox"/>B 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>B 土地の安定性の状況                  2 <input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法                  文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 <input type="checkbox"/>B 調査地域  <input type="checkbox"/>B 対象事業実施区域及びその周辺区域                  4 <input type="checkbox"/>B 調査地点  <input type="checkbox"/>B 土地の特性を踏まえ、調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点                  5 <input type="checkbox"/>B 調査時期等  <input type="checkbox"/>B 土地の特性を踏まえ、調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期             </p>	<p>                 1 <input type="checkbox"/>B 予測の基本的な手法                  土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法                  2 <input type="checkbox"/>B 予測地域  <input type="checkbox"/>B 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  3 <input type="checkbox"/>B 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>B 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期             </p>
<p>土壌汚染(有害物質)</p>	<p>                 A 1 汚染された土壌の有存在及び移動                  B 2 有害物質の取扱い及び製造             </p>	<p>                 1 <input type="checkbox"/>B 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>A・B 計画地等の土壌の汚染状況  <input type="checkbox"/>A・B 計画地等の土地利用の経緯                  2 <input type="checkbox"/>B 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・B 文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 <input type="checkbox"/>B 調査地域  <input type="checkbox"/>A・B 事業実施区域                  4 <input type="checkbox"/>B 調査地点  <input type="checkbox"/>A・B 土壌汚染の特性を踏まえ、調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ             </p>	<p>                 1 <input type="checkbox"/>B 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・B 事例の引用又は解析                  2 <input type="checkbox"/>A・B 予測地域  <input type="checkbox"/>A・B 土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  3 <input type="checkbox"/>A・B 予測地点  <input type="checkbox"/>A・B 土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点                  4 <input type="checkbox"/>A・B 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>A・B 土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期             </p>

		効果的に把握できる地点 調査期間等 A・B 土壌汚染の特性を踏まえ、調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	5 調査期間等 A・B 土壌汚染の特性を踏まえ、調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期
日照阻害 (シャド ーブリッ カーを含 む)	B 1 嵩上げ式の道路 、鉄道及び軌道の 存在 2 施設の稼働等	1 調査すべき情報 B 土地利用の状況 B 地形の状況 2 調査の基本的な手法 B 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 B 土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照 阻害に係る環境影響を受けるおそれがあ る地域 4 調査期間等 B 土地利用の状況及び地形の状況に係る 必要な情報を適切に把握することができ る時期	1 予測の基本的な手法 B 等時間の日影線を描いた日影図の 作成 2 予測地域 B 調査地域のうち、土地利用及び地形 の特性を踏まえ、日照阻害に係る環境 影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 B 土地利用及び地形の特性を踏まえ、 予測地域における日照阻害に係る環 境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 B 工作物の設置が完了する時期（風力 発電所については、発電所の運転が定 常状態となる時期及び風車の影に係 る環境影響が最大になる時期）
反射光	B 1 地形の改変 2 施設が存在	1 調査すべき情報 B 土地利用の状況 B 地形の状況 2 調査の基本的な手法 B 文献その他の資料による情報の収集及 び当該情報の整理 3 調査地域 B 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環 境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 B 反射光の特性を踏まえ、調査地域におけ る反射光に係る環境影響を予測し、及び評 価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 B 反射光の特性を踏まえ、調査地域におけ る反射光に係る環境影響を予測し、及び評 価するために適切かつ効果的な期間、時期 及び時間帯	1 予測の基本的な手法 B 事例の引用又は解析 2 予測地域 B 調査地域のうち、反射光の特性を踏 まえ、反射光に係る環境影響評価を受 けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 B 反射光の特性を踏まえ、反射光に係 る環境影響を的確に把握できる時期
植物に係 る重要な 種及び群 落	A 1 造成等の施工 B 2 地形の改変 3 施設が存在 4 施設の稼働等	1 調査すべき情報 A・B 陸域にあつては、種子植物その他の主な 植物に係る植物相及び植生の状況 海域にあつては、海藻・海草類その他の 主な植物に係る植物相及び植生の状況 A・B 植物の重要な種及び群落の分布、生育の 状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 A・B 文献その他の資料及び現地調査による 情報の収集並びに当該情報の整理及び解 析 3 調査地域 A・B 事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 A・B 重要な種及び群落について、分布又 は生育環境の改変の程度及び地域特 性を十分踏まえた事例の引用又は解 析 2 予測地域 A・B 調査地域のうち、植物の生育及び植 生の特性を踏まえ、重要な種及び群落 に係る環境影響を受けるおそれがあ る地域 3 予測対象時期等 A・B 植物の生育及び植生の特性を踏ま え、重要な種及び群落に係る環境影響 を的確に把握できる時期

		<p><b>A・B</b> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p><b>A・B</b> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>動物に係る重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>A 1 造成等の施工</p> <p>B 2 地形の改変</p> <p>3 施設の存在</p> <p>4 施設の稼働等</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><b>A・B</b> 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水性動物に係る動物相の状況</p> <p><b>A・B</b> 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p><b>A・B</b> 注目すべき生息地の分布、当該生息地における種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><b>A・B</b> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><b>A・B</b> 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p><b>A・B</b> 動物（水生生物を含む。）の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p><b>A・B</b> 動物（水生生物を含む。）の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><b>A・B</b> 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度及び地域特性を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><b>A・B</b> 調査地域のうち、動物（水生生物を含む。）の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><b>A・B</b> 動物（水生生物を含む。）の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>A 1 造成等の施工</p> <p>B 2 地形の改変</p> <p>3 施設の存在</p> <p>4 施設の稼働等</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><b>A・B</b> 動植物その他の自然環境に係る状況</p> <p><b>A・B</b> 複数の注目種等（地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。）の生息、生活史、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況（対象種の生存に不可欠な関連情報等を含む）</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><b>A・B</b> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><b>A・B</b> 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><b>A・B</b> 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度及び地域特性を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><b>A・B</b> 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><b>A・B</b> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>B</p> <p>1 地形の改変 2 施設の存在</p>	<p>A・B 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>A・B 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>B 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>B 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域</p> <p>B 調査地域のうち、景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>B 景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>人と自然との触れ合い活動の場</p>	<p>A</p> <p>1 水域における各種工事 2 工事中の運行</p> <p>B</p> <p>3 地形の改変 4 施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>B 主要な眺望点の状況 B 景観資源の状況 B 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>B 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>B 調査地域における景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>B 調査地域における景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>A・B 主要な人と自然との触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>A・B 調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>A・B 人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>人と自然との触れ合い活動の場</p>	<p>A</p> <p>1 水域における各種工事 2 工事中の運行</p> <p>B</p> <p>3 地形の改変 4 施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>A・B 人と自然との触れ合い活動の場の状況 A・B 主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>A・B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>A・B 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>A・B 人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>A・B 人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>A・B 主要な人と自然との触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>A・B 調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>A・B 人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>A 建設工事</p>	<p>1 調査すべき情報 副産物の処分先（再資源化施設、中間処理施設、最終処分場）の有無、処分先における処分状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び整理 3 調査地域 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 副産物の種類ごとの排出量及び処分の状況の把握 2 予測地域 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>廃棄物</p>	<p>A 1 造成等の施工による一時的な影響 B 2 一般廃棄物、産業廃棄物及び残土を排出する事業活動 3 地形の改変 4 施設が存在</p>	<p>1 調査すべき情報 廃棄物の処分先（再資源化施設、中間処理施設、最終処分場）の有無、処分先における処分状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び整理 3 調査地域 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出量及び処分の状況の把握 2 予測地域 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間 事業活動が定常状態になる時期 発電事業の終了時</p>
<p>二酸化炭素</p>	<p>B 二酸化炭素を発生する施設の稼働</p>		<p>1 予測の基本的な手法 二酸化炭素の排出量の把握 2 予測地域 事業実施区域 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>代替フロン等</p>	<p>B 代替フロン等の温室効果ガス（二酸化炭素を除く。）及びオゾン層破壊物質を発生する施設等の稼働</p>		<p>1 予測の基本的な手法 温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の種類ごとの排出量の把握（漏出する量を含む。） 2 予測地域 事業実施区域 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>環境への負荷に区分されるその他の化学物質</p>	<p>B 人の健康及び動植物の生息・生育に対し有害な化学物質の取扱い及び製造</p>		<p>1 予測の基本的な手法 排出量の把握（漏出する量を含む。） 2 予測地域 事業実施区域 3 予測対象時期等 化学物質を発生する施設の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>備考</p>	<p>1 この表において、Aは、工事の実施による影響、Bは、土地又は工作物の存在及び供用による影響を示す。 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行、建設機械の稼働又は資材の堆積に伴い発生する粒子状物質をいう。 3 この表に係るその他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中に排出される人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質であって、当該物質の大気中の濃度を把握することにより、影響の程度が把握できるものをいう。 4 この表において「水質に係るその他の化学物質」とは、事業活動に伴い公共用水域に排出される人の健康及び動植物の生息</p>		

- ・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質であって、当該物質の水域中の濃度を把握することにより、影響の程度が把握できるものをいう。
- 5 この表において「騒音」は、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含み、「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ以下の音をいう。
- 6 この表において「重要な地形・地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 7 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において土地の形状が保持される性質をいう。
- 8 この表において「シャドーフリッカー」とは、晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗を生じる現象をいう。
- 9 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 10 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 11 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所を、主要な眺望景観とは、主要な眺望点からの景観資源を眺望する場合の景観をいう。
- 12 この表において「人と自然との触れ合い活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合い活動の場をいう。
- 13 この表において「環境への負荷に区分されるその他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中又は公共用水域に排出されることにより、人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質（オゾン層破壊物質を含む。）であって、当該物質の排出量を把握することにより、環境影響評価を行うことが適当なものをいう。
- 14 調査すべき情報が複数ある場合は、影響要因に応じて選択し、必要に応じ関連する情報も収集するものとする。
- 15 予測は、影響要因ごとに行うものとする。
- 16 予測手法については、最新の知見、手法等に留意し、選択するものとする。
- 17 評価において、環境保全の観点からの国、県及び市町村の基準及び目標との整合が図られるか否かについて検討する場合にあっては、調査及び予測の手法は、当該基準及び目標に関連して示されている手法又はこれに準じる方法を踏まえて行うものとする。
- 18 生態系においては、調査地域を生活の場としていて種や指標となる生物の生息・生育状況等、その特性を踏まえて予測を行うものとする。

## 福岡県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生155	さきむら整形外科リハビリクリニック	宗像市くりえいと二丁目2-2	R2・5・14
糸島地生125	やわたアイクリニック	糸島市志摩津和崎61	R2・5・1
小生114	希みが丘クリニック	小郡市希みが丘二丁目19-12	R2・5・1
み生39	くまさん訪問診療所	みやま市瀬高町長田2942-5 コーポ塚本101	R2・6・1
飯生338	角田整形外科医院	飯塚市吉原町1-8	R2・5・1
宰生歯52	よしだ歯科小児歯科	太宰府市青山二丁目25-1	R2・6・1
大川生歯42	木下総合歯科醫院	大川市大字上巻字蓮輪252-1	R2・5・1
飯生歯174	ぶん歯科クリニック	飯塚市徳前18番地4	R2・5・1
福津生薬43	イルカ歯科 福津店	福津市中央一丁目1-7	R2・6・1
糸島地生薬72	ひまわり薬局糸島潤店	糸島市潤三丁目8番2号	R2・5・1
大川生薬27	えほん調剤薬局	大川市大字榎津280・281番合併23	R2・4・1

飯生薬178	マイルド薬局西町店	飯塚市西町1-5中島ビル1階	R2・6・1
田川生訪29	株式会社真希訪問看護ステーション	田川郡添田町大字庄2180-1	R2・4・1
飯生訪26	看護小規模多機能施設 あいおす	飯塚市枝国56番地1	R2・4・1
飯生訪24	訪問看護ステーション あみ	飯塚市横田568-3 オオサワコーポ2F	R1・8・1
飯生訪25	訪問看護ステーション ナースコール	飯塚市本町17番43号	R1・11・1

## 福岡県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生110	やわたアイクリニック	糸島市志摩津和崎61	R2・4・30
田地生145	原医院	田川郡大任町大字今任原2467-2	R2・5・7
粕生141	王子産婦人科医院	糟屋郡須恵町大字須恵377-157	R2・4・30
飯生130	角田整形外科医院	飯塚市吉原町1-8	R2・4・30
大川生歯40	木下総合歯科醫院	大川市大字上巻字蓮輪252-1	R2・4・30
飯生歯158	ぶん歯科クリニック	飯塚市徳前18-4	R2・4・30



福岡生薬12	松ノ木薬局	那珂川市松木二丁目94	R2・4・30
糸島地生薬4	辻薬局 前原駅前店	糸島市前原中央二丁目2番22号	R2・4・30
八女生薬18	蒲原調剤薬局	八女市蒲原1315-4	R2・4・30
朝生薬17	はーぶ薬局筑前店	朝倉郡筑前町東小田3403-5	R2・4・30
直生薬78	平成堂薬局 新入店	直方市大字下新入624-1	R2・4・30
行生薬81	かがやき薬局	行橋市南大橋六丁目9-43	R2・4・30

## 福岡県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧 所 在 地	新 所 在 地	変更年月日
糸島地生29	医療法人舌間眼科 医院	糸島市前原中央二丁目2-27	糸島市潤三丁目8-3	R2・5・1
嘉麻生25	いわみハートクリニック	嘉麻市鴨生字下一作216-20	嘉麻市鴨生22番地5	R2・3・23
京生薬18	錦ヶ丘調剤薬局	京都郡みやこ町豊津28-4	京都郡みやこ町豊津1104-12	R2・4・1
行生薬28	さくら薬局行橋店	行橋市大字道場寺1398-1	行橋市大字道場寺1409番5	R2・5・3

## 福岡県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
行生マ13	渡部 祐弥（訪問マッサージ とよ）	行橋市大字大野井813	R2・5・28
飯生柔110	岩井 良太（いわい整骨院）	飯塚市太郎丸1036-1	R2・5・1
小生柔41	中田 佑斗（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R2・5・1
筑紫生薬86	中村 葵（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	R2・5・1
像生柔126	藤好 立樹（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	R2・5・1
福津生薬52	山本 晃大（まつなが整骨院）	福津市中央四丁目3-13	R2・4・1
粕生柔197	小倉 豊隆（甲斐整骨院 新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R2・5・11
粕生柔198	新宮 優一（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R2・5・1
粕生柔199	糸数 圭太郎（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R2・5・1
粕生はき23	藤野 大作（安寿鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字原上1812-1	R2・5・11
粕生はき24	荒木 崇彰（甲斐鍼灸院 新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R2・5・11
粕生はき25	甲斐 文博（甲斐鍼灸院 新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R2・5・11

## 福岡県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
小生柔36	椎原 章博(堺整骨院小郡院)	小郡市小坂井118-1	R2・4・30
福津生柔6	松永 誠史(まつなが整骨院)	福津市中央四丁目3番13号	R2・5・15
古生はき10	織田 翔太(KEiROW古賀中央ステーション)	古賀市今の庄三丁目18-1	R2・4・30

**福岡県告示第556号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
糸島地生柔60	清水 一寛(ういんぐ整骨院 糸島院)	清水 一寛(たかた整骨院)	糸島市高田二丁目18-20	R2・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧 所 在 地	新 所 在 地	変更年月日
福津生柔43	芦澤 諒(うみがめ整骨院)	福津市津屋崎一丁目1-23	福津市津屋崎一丁目12-7-201	R2・5・1
京生柔25	二木 省吾(ふたつぎ整骨院)	京都郡苅田町大字尾倉3425-4第2福田ビル106号	京都郡苅田町大字与原1293	R2・5・1

**福岡県告示第557号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた助産師から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
宗遠生助3	高橋 愛子(学校法人福岡保健学院みずまき助産院 ひだまりの家)	高橋 愛子(学校法人巨樹の会みずまき助産院 ひだまりの家)	遠賀郡水巻町立屋敷一丁目14-50	R2・4・1

**福岡県告示第558号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「筑紫の神と仏」図録の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間

株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	令和2年6月2日から 令和2年6月30日まで
-----------------	------------------	---------------------------

# 公 告

## 公告

名柄川水系名柄川に放置されている次の工作物は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号イの規定に違反しているため、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和2年7月31日までに撤去してください。

この期限までに所有者等が撤去しない場合は、本職又は本職が命じた者若しくは委任した者に当該工作物の除却を行わせるので、河川法第75条第3項の規定により公告します。

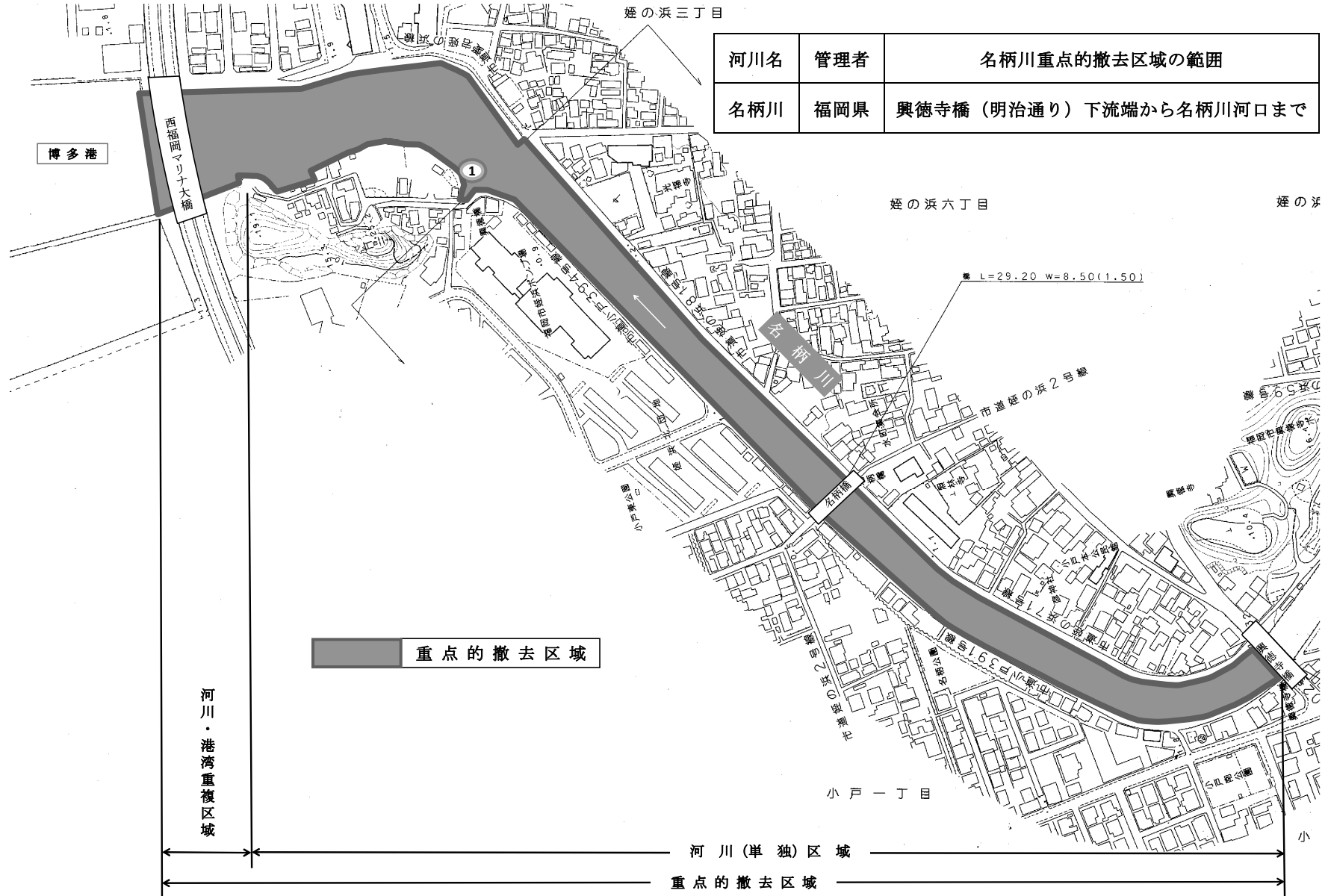
令和2年6月30日

河川管理者  
福岡県知事 小 川 洋

放置工作物の種類	所在地	図面表示番号 (重点的撤去区域)
仮設船台 その他法令違反の工作物	福岡市西区小戸地先の河川区域内 (興徳寺橋（明治通り）下流端から 河口までの重点的撤去区域左岸)	別図①

連絡先 福岡県県土整備部河川管理課管理係 電話番号 092-643-3666  
福岡県福岡県土整備事務所管理課管理第二係 電話番号 092-641-6581

別図 重点的撤去区域 【重点的撤去区域の延長は、約1.1km】



**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	令和2年6月18日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上穂波東土地改良区	令和2年6月18日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
広川土地改良区	令和2年6月18日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
大野島土地改良区	令和2年6月18日

**公告**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒木地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	令和2年6月30日から 令和2年7月30日まで	八女市役所黒木支所

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月30日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和 2 年 6 月 10 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス久留米国分店
- (2) 所在地 久留米市国分町1327番 1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) エムエル・エステート株式会社  
代表者：代表取締役 芳野 秀俊  
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
- (変更後) エムエル・エステート株式会社  
代表者：代表取締役 石山 博英  
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号

公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第27条第 1 項の規定に基づき、次の者を准看護師指定試験機関に指定したので、同法第27条の15の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 30 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 一般財団法人日本准看護師推進センター
- 2 所 在 地 東京都文京区本駒込二丁目28番16号
- 3 指定年月日 令和 2 年 6 月 15 日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 30 日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルキョウ小郡店
- (2) 所在地 小郡市大字小郡字若宮646番 3 外

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 2 年 6 月 30 日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約の名称

公用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 2 年 5 月 13 日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
- (2) 住所  
福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

934,302,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和2年3月31日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年6月30日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 契約の名称

センサーカメラシステム賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

令和2年5月29日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

## (2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号日通ビル6階

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

50,602,200円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(a)に該当

公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第146号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年6月30日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和2年8月26日(水) 午前10時から午後5時までの間

## (2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第147号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年6月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和2年8月7日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
令和2年8月11日（火） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署
令和2年8月18日（火） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第148号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年6月30日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年9月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和2年9月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和2年9月17日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年9月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。



と。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和 2 年 6 月 30 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2354回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和 2 年 10 月 21 日から  
令和 2 年 11 月 10 日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 345,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 74,129,990円

8 その他発売経費 発売総額に対し 61,360,000円

9 受 託 申 請 期 限 令和 2 年 7 月 14 日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和 2 年 6 月 30 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2355回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和 2 年 10 月 28 日から  
令和 2 年 11 月 23 日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 38,313,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,560,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和 2 年 7 月 14 日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3

項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和 2 年 6 月 30 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2356回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和 2 年 11 月 4 日から  
令和 2 年 11 月 23 日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,145,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,450,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和 2 年 7 月 14 日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和 2 年 6 月 30 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2357回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和 2 年 11 月 4 日から  
令和 2 年 11 月 24 日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 122,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,947,290円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,190,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和 2 年 7 月 14 日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和 2 年 6 月 30 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2358回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和 2 年 11 月 24 日から

令和2年12月22日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 332,500,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 64,714,650円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 41,230,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2359回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和2年12月2日から  
令和2年12月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 163,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 41,292,790円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 34,920,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2360回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,200,000,000円  
1組10万通 60組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年12月26日から  
令和3年1月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 529,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 109,695,190円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 92,040,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請

されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2361回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年12月26日から  
令和3年1月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 47,905,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,450,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2362回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年1月6日から  
令和3年1月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 82,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,603,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,460,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2363回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年1月13日から  
令和3年2月2日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 349,900,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 74,103,590円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 61,360,000円  
9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2364回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通  
3 証 票 金 額 1 枚 200円  
4 発 売 期 間 令和3年1月13日から  
令和3年2月9日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 57,426,600円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 35,340,000円

- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2365回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組  
3 証 票 金 額 1 枚 100円  
4 発 売 期 間 令和3年1月27日から  
令和3年2月16日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 167,900,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 41,160,790円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 34,920,000円  
9 受託申請期限 令和2年7月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2366回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年2月10日から  
令和3年3月9日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,704,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 35,340,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2367回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年3月3日から  
令和3年3月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 122,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 31,029,790円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,190,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2368回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年3月10日から  
令和3年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237,500,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,420,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,450,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年6月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2369回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 20組
- 3 証券金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和3年3月10日から  
令和3年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 169,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,795,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,680,000円
- 9 受託申請期限 令和2年7月14日